

尾藤参考人 提出資料

2025年（令和7年）8月29日

最高裁判決への対応に関する専門委員会御中

## 意見陳述書

原告ら代理人

弁護士 尾藤廣喜

1 原告の思いは先ほどお二人の原告が述べられたとおりです。

2013年の引き下げから12年が経過し、最初の提訴から11年が経過しています。

作られた「生活保護バッシング」が拡がっている中で、生活保護を利用している当事者が、名前を明らかにし、法廷の内外で、自らの生活実態を訴えることの大変さは、私たちの想像を絶するところです。

現に、この裁判を提訴した中で、原告の皆さんに、「国のお世話になっながら、裁判をするなんて」とか、「裁判をする位だったら働け」などという心ない声も寄せられています。

そんな中で、1000人を超える人々が裁判に立ち上がり、強大な力を持つ国と自治体を相手にし、さまざまな主張に反論し、11年以上にわたって自らの主張の正当性を訴え、立証してきました。この間、当事者は、最低生活を下回る生活を余儀なくされながらの裁判でした。

しかも、この間、原告のうち232人の人たちが最高裁判決を聞くこともできず亡くなっているのです。

このような切実な訴えに対する司法としての真摯な答えが、本年6月27日の最高裁判決でした。

被告となった国そして自治体は、最高裁判決が出された以上、これに真摯に対応しなければならないことは当然のことです。行政としても、この11年以上にわたって被告の立場で考えられる主張、立証を尽くした上での最高裁判決です。

ところが、国は、最高裁によって2013年引下げが違法であると判断されたにもかかわらず、全く不誠実であり、行政としてはもとより、人間として許されない態度をとっています。

11年以上にわたる訴訟の結果、引き下げ処分が生活保護法3条及び法8条2項に違反して違法であるとして取り消されたにもかかわらず、厚生労働大臣は、原告、そして生活保護利用者に健康で文化的な最低生活を下回る生活を長

年強いたことについて謝罪を行っていません。また、判決を受けての被害回復（引下げによる差額の支払い）について、専門家の判断に任せるという対応をしています。

2 これまでの裁判における国の対応はどうだったでしょうか。

国が、生活保護基準の決定につき、与えられた厚生労働大臣の幅が広いという主張で持ち出してきた朝日訴訟判決について、当時の厚生省は、どう対応したでしょうか。

朝日茂さんの訴えを裁判上では争いながらも、訴えた内容について真剣に向き合い、保護基準のあり方について内部で議論し、1960年10月19日に1審の東京地裁判決が出される前の1960年8月に保護基準の計算方式について、それまでの「マーケット・バスケット方式」から「エンゲル方式」に根本的に変更し、生活扶助基準を26%増額することを決定し、その旨の予算要求を行っているのです。

また、これも国が生活保護基準の決定につき、与えられた裁量の幅が広いという主張で持ち出してきた堀木訴訟への対応についてはどうだったでしょうか。

この事件は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止が憲法13条、14条、25条に違反しているとして提訴された事件であり、立法裁量が問題となった事件ですが、一審の神戸地裁判決では堀木さんの訴えを認め、併給調整が憲法14条に違反するとの違憲判決を出しています。ただ、この事件は、控訴審の大阪高等裁判所で逆転敗訴。上告審でも敗訴した事件です。しかし、厚生省は、一審判決の憲法違反との判決結果を受けて法を改正して併給禁止条項を削除しています。つまり、堀木さんの要求内容を正当として認め、立法的な手当てまでして対応しているのです。

当事者から提起された問題について正面から受け止め、訴訟では争いながらも、要求が正当であると考えた場合にはこれを政策として生かす。

これが、本来「国民生活の保障及び向上」、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を図ることを任務とする（厚生労働省設置法3条）厚生労働省の官僚として少なくともなすべきことではないでしょうか。

3 国は、最高裁判決の判断内容について、「最高裁判決は、手続きを違法としただけで、引き下げ自体は違法とされていない。手続（専門家の審議）をやり直せば、あらためて引き下げてもよい」との主張をなしているようです。

根本的に誤っています。

最高裁判決のとした「判断過程審査」という審査手法は、単なる手続きを問題にしているものではありません。

これは、違法の判断にあたって、2012年4月2日の老齢加算削減取消請

求事件の最高裁第二小法廷で採られた「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等」を審査するという判断枠組みを本件で採用したことによるものです。

ここでは、行政の第一次判断権は尊重しながらも、厚生労働大臣が引き下げにあたって、①どのような動機、考量で引き下げを行なうことにしたのか、②「デフレ調整」及び「ゆがみ調整」の2分の1処理について、社会保障審議会生活保護基準部会の審議を経なかったことが妥当か、③事務当局のみでなした「デフレ調整」の判断内容が妥当なのか等の厚生労働大臣の判断の内容に踏み込んで審査をし、その結果、厚生労働大臣に「裁量権の逸脱・濫用がある」と判断したもので、決して、手続きだけに注目して違法としたものではありません。「基準部会等の審議検討が経られていない」ことは、違法の一つの要素として挙げているのであり、専門家の審議さえあれば改めての引き下げができるということではありません。

- 4 また、国は、「最高裁判決の判断は、処分を取消しただけで、厚生労働大臣は、判決の判断内容には拘束されるものの、新たな処分をなすことができる」と主張しているようですが、この主張は、新たな処分を行うにしても重大な制限があることを忘れたものです。

その制約の1つは、判決の拘束力のうち、反復禁止効の問題です。詳細は、伊藤建弁護士の見解に委ねますが、11年以上の期間にわたる審理の結果出された最高裁の判決の中で判断されたことについては、蒸し返しを防ぐということが、司法の存在意義、役割において極めて重要だということです。

つまり、最高裁の弁論終結に至るまでに、行政庁が、主張、立証した争点や、提出できるにもかかわらず提出しなかった主張、証拠に基づき、行政庁が処分を繰り返すことは許されません。そうでないと、確定判決を得た意味がありません。

行政庁に、判決で決着がついた争点に基づいて処分をすることを許したり、判決までに主張、立証できた争点に基づいて処分することを認めれば、際限なく争いが続くこととなります。

その意味からすれば、第1回の委員会での厚生労働省側の「全国消費実態調査に基づき消費を基礎として改定する場合には減額幅が▲12.6%と大きくなることが想定された」などという主張は、認められません。

この主張は、愛知訴訟の控訴審で口頭弁論終結前に突然言い出されたものの、最高裁判決では採用されなかった主張です。にもかかわらず、厚生労働大臣がこの点を理由にして新たな処分を行うことは、紛争の一次的解決、或いは訴訟経済に反し、11年以上の裁判の結果出された最高裁判決を無視するものです。

また、不利益変更が遡及禁止に反することについては、伊藤建弁護士に詳細

は委ねます。

5 そのほかに私が申し上げたいことは、2013年の引き下げ処分が違法であり取り消され、元に戻ったのですから、仮に新たな処分を行うのであれば、本来は当時の諮問に応えた基準部会のメンバーが、判決の判断内容に基づき、新たにどういう処分をなすべきかを検討すべきであると考えます。なぜなら、本件処分を行った際に、当時の基準部会のメンバーは「ゆがみ調整」に加えて物価を考慮することを容認しない判断を示しているのであり、「ゆがみ調整」に加えて別の理由による新たな処分を行うのであれば当時の検証における専門的知見を最もよく知る当時の基準部会のメンバーが行うのが適切だからです。

もし、それが実現しないというのであれば、せめて当時のメンバーの意見をお聞きすべきです。

6 また、反復禁止効からすれば、新しい処分を行うにしても、検討内容に使える資料は、最高裁判決の弁論終結までに提出された証拠に限定されるべきであると考えます。

7 結論として私が申し上げたいことは、11年以上に及ぶ審理をふまえた最高裁判所での審理経過及び判断の内容を無視して、行政の都合で新たな処分を行ってはならないこと、さらに、特定政党の公約に付度し、物価偽装を行って、根拠のない引下げを行ったことを真摯に反省し、厚生労働省として、あるべき姿に立ち戻るべきことを貴委員会が明確にされることを求めたいということです。